

今回の主な報告内容(前回報告からの更新箇所)

1. 事故収束活動プラン [要請事項、に該当]

(平成28年9月末時点)

	女川および東通原子力発電所における取り組み状況	
	前回の報告内容	今回の主な報告内容(前回報告からの更新箇所)
(1) 体制	- 発電所構内に初動対応要員が24時間常駐。それ以外の要員は、発電所構外より順次参集 - 原子力災害と大規模停電の同時発災時の対応体制強化(本店非常災害対策本部の分任化) など	(今後、新規制基準適合性審査を通じ確定)
(2) 資機材	「地震・津波対策」「電源確保」「冷却機能確保」などに必要な資機材を発電所構内・外に配備し、リスト管理 など	(同左)
(3) 要員の力量	緊急時対応要員(指揮者、運転員、原子力防災要員)に対する教育・訓練について、社外専門家等の知見を積極的に取り入れながら充実・強化	(同左)
(4) 更なる充実・強化	(ハード面) - 各社の資機材(可搬型電源・ポンプ等)をデータベース化、事業者間で共有 (ソフト面) - 訓練を通じた情報連携や緊急時対応手順などの継続的な改善	(ハード面) - 各社が保有する資機材(可搬型電源、ポンプ等)のデータベースの検索性向上を目的に、様式を資機材毎に分類・整理 (ソフト面) - 事故時の対応能力の向上を図るため、災害対策本部と実働の両面において、訓練の高度化(社内外の体制強化、ツールの改善、実践力強化訓練等)を実施
(5) 事業者間の支援協力	- 事業者が共同で緊急事態対応を支援するための組織を設立し、資機材配備、訓練実施 - 拠点施設の建設、資機材の拡充などを実施中(平成28年12月本格運用予定)	事業者が共同で設立した「緊急時支援組織」の本格運用開始(平成28年12月予定)に向けて、新たに拠点施設の整備を実施

2. 原子力災害対策プラン [要請事項、に該当]

	女川および東通原子力発電所における取り組み状況	
	前回の報告内容	今回の主な報告内容(前回報告からの更新箇所)
(1) 国・自治体への通報連絡	- 原子力災害発生時、「原子力災害対策特別措置法」に基づき国・自治体へ速やかに通報連絡 - 地上回線に加え、衛星回線により多様な通信手段を確保	(同左)
(2) P A Z・U P Z圏内の住民避難	国・自治体の指示により、P A Z・U P Z圏内住民は、事象の進展などに応じて避難	(同左)
(3) 住民避難に対する事業者の役割	原子力災害発生時の避難について、事業者として最大限の支援・協力を実施	(同左)
(4) 避難計画の充実化に向けた協力	自治体が検討中の避難計画について、自治体との連携・協議のもと、同計画の充実化に向け、事業者として最大限の協力を実施	P A Z・U P Z自治体や医療機関等の職員の方々を対象とした、放射線の基礎知識に関する研修を実施
(5) 住民への支援・賠償体制の整備	- 原子力災害発生時、本店対策組織内に「住民避難支援班」を設置し、避難に係る協力・支援を迅速かつ的確に実施 - 原子力災害発生時、「被害申出窓口」を開設。損害賠償などの様々なお問合せに対して誠意を持って対応 など	社内防災訓練を通じて住民避難支援班の対応能力向上に向けた取り組みを実施
(6) 事業者間の支援協力	- 事業者間協力協定を締結済み。放射線防護資機材などの物的な支援や環境放射線モニタリングなどへの人的・物的支援を実施 - 事業者間協力協定内容は、福島第一原子力発電所事故の対応実績などを踏まえ随時充実化 など	原子力事業者12社協定をベースに、近接性や即応性の観点から、住民避難支援等のオフサイト活動について東京電力ホールディングス株式会社との相互協力を行う基本合意を締結
(7) 支援・協力を円滑に行うための訓練	原子力防災訓練において、住民避難支援・協力に係る訓練への対応者の派遣 など	(同左)